

平成18年(2006年)度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

(注意)

1. 問題冊子(表紙を含む)は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成18年度(2006年度)金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公 法
------	-----

問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入すること。

問題1 次の見解は、最高裁判所の裁判からの抜粋である。そこに含まれる憲法上の論点を挙げ、各論点ごとに簡潔な表題を付し、それについて説明せよ。

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。(中略)

しかし、取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることのあることも否定することができない。

(最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁)

問題2 Xは、スポーツ・フィッシングを趣味とし、休日には全国各地の湖沼を訪れて、釣りを楽しんでいる者である。

Y県内には多数の湖沼河川が存在し、そこでは内水面漁業が盛んである。

Y県の農林水産部が行った最近の調査の結果、Y県内の湖沼に、最近、外来魚のブルーギルやオオクチバスが棲息しているが、これらの外来魚は天敵がないために異常に繁殖し、かつ湖沼河川内に昔から棲息している固有の魚類であるアユ、フナ、コイなどを餌として食べることから、固有の魚類が急速に減少していることが確認された。

Y県は、生態系に著しい影響が出ており、同時に内水面漁業にも被害を与えていることから、外来魚のブルーギル、オオクチバスを採捕したときは、放流することを禁止する条例を制定した。

条例中、該当する規定は、

「Y県内の湖沼河川で、レジャー活動として魚類を採捕する者は、外来魚ブルーギル、オオクチバスを採捕したときは、これをY県内の湖沼河川に放流してはならない。」

というものである。

Xは、釣った魚を殺すことを嫌い、「キャッチ アンド リリース」という、釣った魚をその場で放流するという形の魚釣りを楽しむ者として、Y県条例の規制を不満に思い、弁護士の法的助言を求めて法律事務所を訪問した。

相談を受けた弁護士としては、Y県条例を違法無効なものとして争うときにはどのように違法事由を構成して主張すべきか、またどのような種類の訴訟をするのが適切であるか。

XがY県在住者である場合と、他県在住者でY県内において未だ釣りを楽しんだことがなく、将来、Y県内で釣りをしようと考えている場合で、助言内容が異なるか。